

令和6年第4回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和6年5月22日（水） 開 会：14時00分 閉 会：14時37分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長	厚 東 和 彦
委 員	松 田 福 美
委 員	吉 本 妙 子
委 員	片 山 研 治
委 員	岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長	十 楽 さゆり
教 育 部 次 長	伊 上 慎 一
教 育 政 策 課 長	〃
生 涯 学 習 課 長	上 野 和 子
人 権 教 育 課 長	山 本 孝 二
学 校 教 育 課 長	稲 垣 宏 美
学 校 給 食 課 長	河 村 武 志
中 央 図 書 館 長	石 村 和 広
新南陽総合出張所次長	中 村 勝 也
熊毛総合出張所次長	坂 本 和 也
鹿野総合出張所次長	城 和 男

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐	大 竹 新 人
教 育 政 策 課 係 長	田 中 良 二

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第8号	周南市教育支援委員会委員の委嘱について
3	報告第9号	周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について
4	報告第10号	周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
5	報告第11号	周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について

7 委員会協議会

(1) 周南市人権教育推進協議会委員の委嘱について・・・（人権教育課）

※資料 当日配付

(2) 共催及び後援大会等一覧表・・・（該当課）

※資料 当日配付

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和6年第4回教育委員会定例会」を開催いたします。

教育長

議事日程に従いまして、進めてまいります。

まず日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、「岡寺委員さんと吉本委員さん」をお願いいたします。

2	周南市教育支援委員会委員の委嘱について
---	---------------------

教育長

続きまして、日程第2、報告第8号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題いたします。この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、1ページ、報告第8号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」につきまして報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

2ページを御覧ください。

周南市教育支援委員会につきましては、周南市教育支援委員会規則に基づき、障害のある幼児、児童及び生徒の適切な教育支援について協議し、情報提供や助言等を行ってまいります。新たに今年度の委員の委嘱を行いましたので報告をさせていただきます。

委員の任期は、第4条により令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となっております。

周南市教育支援委員会規則第3条により、当委員会の委員は、公立幼稚園長会長・小学校長会長・中学校長会長、特別支援学級設置校の校長の代表者、特別支援学級及び通級指導教室の担当教員の代表者、児童相談所職員、専門医（精神科、内科、小児科及び耳鼻咽喉科）、学識経験者、その他教育委員会が特に必要と認めた者で組織されることになっております。議案書にお示ししている皆様に、本年度、委嘱をいたしました。

各機関の代表者の選出や専任に時間を要し、このたびの報告となりました。以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

教育長

はい、ありがとうございます。それでは、この件につきまして、御質問がありましたらお願いいたします。

松田委員

ではすみません。今年度の委嘱に関して、保健師の方が1名増になっているかと思うのですが、理由がありましたら教えてください。

学校教育課長

はい、本年度保健師の方を新任ということでお願いいたしましたのは、そちらにあんしん子育て推進課と書いておりますけれども、この委員会のお仕事が幼児のも含めてということで、保健

師さんの御意見も伺いたいということで改めて増ということにさせていただいております。

松田委員

それでは対象となるというか、いわゆる新一年生入学に向けて幼児さんも、支援委員会で協議をされたりするということでの、窓口が広がるということですかね。

学校教育課長

はい、そのように考えております。

教育長

よろしいですか。

松田委員

はい、すみません。それと昨年もお話をして、この教育支援委員会は大変重要な機関であって、お子さんたちのそれぞれの進学と、それから日頃のことについての相談等もされているということで業務も、大変だろうなという思いがあり、いわゆる内部の仕組みについて折々に見直しをかけていただけたらということをお願いしたのですが。

実は今年度のいわゆる特別支援学級の対象者がどうなっているか、5月1日の学校基本調査が出てますので、それで見ましたらやはり特別支援学級に在籍される子どもさん達の数も増えているのが、やはり明確になっていて、ある小学校では、1つの学校で30人在籍されていて。

お話を聞きますと6学級にわたるということもあったり、かと言って小さい学校というか少人数の学校でも人数が増えてくると、お子さんの割合も増えてくるっていうのは当然で、ちょっと数値を出してみたのですが、小学校で昨年は、通常、いわゆる全校児童に対しての在籍の割合は3.7%、今年度は4.1%に増えてるのですね。

それで、中学校も、昨年は3.2%だったのが3.7%と、特別支援学級に在籍されるお子様のみを見ても、やはり対象となられるお子様が増えてきている。

これはある意味特別支援教育が周知されて、それに対応される保護者の方たちも多くなっているという状況にはあると思うのですが、やはりこの様に在籍児童が増えるというのは、ここで審議される件数も増えてくるのではないかなということが想像できます。

もちろん対象とならなかったお子さんについても話し合いをされると思いますので。その辺りでそれぞれの専門家の方たちがおられると思うのですが、非常に重要な役目を果たしていただいているところで、中の会議の運営についてについてやはり折々には配慮が必要かなというふうに思っています。

教育長

ありがとうございます。教育支援委員会も、小・中学校別々で協議をしたりとか、いろいろ工夫はしていただいていると聞いておりますけども、確かに、対象の生徒の数が増えているのは間違いないと思いますので、また折々に触れて検討をお願いできたらと思います。

そのほかいかがでしょうか。

(※異議なしの声)

はい。それでは、報告第8号を承認いたします。

教育長

続きまして、日程第3、報告第9号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましても、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

はい失礼いたします。まず説明に入る前に、正誤表の配付をさせていただいておりますが、議案書4ページの、岐山小学校の周南市いじめ問題対策連絡協議会委員のお名前に誤りがございました。お詫びして訂正させていただきます。

それでは戻りまして3ページ、報告第9号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱についてについて」御報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

4ページを御覧ください。

本協議会は、周南市いじめ問題対策連絡協議会規則により、いじめ問題の根絶を期し、その実態を把握しながら適切な対応をとることを目的として、関係諸機関との連携及び情報交換、学校・家庭・地域への啓発活動、その他いじめに関わる対策事業を行うこととしています。

周南市いじめ問題対策連絡協議会委員は、昨年度、令和5年4月1日付で、令和7年3月31日までを任期とする委嘱を行いました。しかし、令和6年度、委員の人事異動等で議案書4ページ上記の皆さんを解嘱することとなり、欠員が生じたため、周南市いじめ問題対策連絡協議会規則第3条及び第4条に則り、議案書4ページ下記の皆さんを、新たな委員として任命しました。

任期については、周南市いじめ問題対策連絡協議会規則第4条に則り、令和7年3月31日までとしています。

小・中学校の校長及び教員、関係機関の委員の決定に時間を要し、この度の報告となっております。以上で報告を終わります。

教育長

はい、それでは、この件につきまして、御質問がございましたらよろしく願いいたします。

片山委員

周南市いじめ問題対策連絡協議会ということなので、協議会を実際行われているかと思うのですが。話せる範囲でいいのですが、こういった内容、どういう方向にどういう方式で協議されているのか、支障のないところで御説明いただけますか。

教育長

お願いします。

学校教育課長

はい。私の方に具体的な内容等はありませんけれども、それぞれの組織の代表の方に来ていただいておりますので、それぞれの機関からですね、情報提供をいただいて情報交換を行ったり、あるいはいじめ対策あるいはいじめ予防に関してですね、取組をされているところの情報交換をさせていただいてるということを行っていると考えております。

片山委員

実際に困っているいじめ問題というか、いじめ問題について困っている。そういった事案とい

うかそういうものは協議の中に具体的に出るケースもあるのですか。

学校教育課長

情報の共有ということはですね、させていただいているというふうに聞いております。

教育長

個別の案件については、直接学校と教育委員会のやりとりで対応するということになりますので。

いいですか。ほかには。

吉本委員

はい。今の続きなのですが詳しい内容に関して、各学校と教育委員会でそれぞれで協議をしていくと。それでこの協議会の中では、だいたいの傾向だったりとか、数値管理、傾向管理、そういったことを図って共有しているという会なのですか。

学校教育課長

はい、その辺りの現状に関する情報共有もございまして、実際に様々な事案が起こったときにはですね、そのようなことを二度と繰り返さない再発防止ということが非常に大事でございまして、それに向けた、再発防止に向けての取組でありますとか、そういったところを情報共有させていただいているというところがございます。

吉本委員

例えばですね、何をもっていじめとするか、とか、定義って非常に難しいところなのですが、そのあたりは皆さん情報共有を図っていくという、そういうことでしょうか。

学校教育課長

はい、もちろんいじめの定義につきましては国の方が基準といいますか、定義の方を示しております、基本的には、受けた側の方がどのように感じるかということが、いじめの定義をしていく上で重要だということがもう国の方も定義として示しておりますので、そのあたりのこと、基本的な定義等も確認をしながら情報交換の方を進めているというところでございます。

吉本委員

はい、ありがとうございます。

教育長

よろしいですか。そのほか、いかがでしょうか。

岡寺委員

いいでしょうか。

教育長

はい。

岡寺委員

この委嘱に関する内容、例えば、今回の転任などに関わることでメンバーが変わるということでも伺いましたけど。いわゆる充て職って言い方が正しいかわかりませんが、例えばいじめ問題にすごく長けた先生方が、常にいらっしゃるようなことで選ばれるのか、それとも皆さんが共通の認識でやるから誰になっても構わないというふうにして委嘱されるのかというのは、この辺はどうなのでしょう。

学校教育課長

はい。失礼いたします。もちろん、組織の代表として、例えばですね、校長先生には必ず参加をしていただくとかですね、そのあたりは規則にのっとって決めていますけれども、基本的に、

どの方にメンバーになっていただいてもですね、いじめ問題については、一定の御意見と見識を持っておられるというふうに認識をしておりますので、そのように理解をして委嘱をさせていただいているというところでございます。

教育長

机上に別紙で、全体の委員の一覧が置いてあるかと思います。網掛けの部分が今回新しく委員になられた方と御理解を頂けたらと思います。

そこにありますように、一番上の小・中学校の欄で言えばですね、教諭と書いてあるところには、主に各小・中学校の生徒指導主任の方とか、それから、教育相談関係の方とか、そういった方々が多く含まれていると、いうふうに御理解いただけたらと思います。

あとその下の方にいきますと、児童相談所、警察関係、人権擁護委員とか、青少年の健全育成に関わったりとか、各種相談機関の方も含まれておりますし、一番下のところにはスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーも入っていただいておりますので、様々な働きかけが出来る環境にはなっていると御理解いただけたらと思います。

教育長

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第9号を承認いたします。

4	周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	-------------------------

教育長

では続きまして、日程第4、報告第10号「周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件につきましては、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

はい、報告第10号「周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

議案書5ページ、6ページをお願いします。

図書館協議会は、図書館法第14条により、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として設置できることとされております。

これを受け、周南市では、周南市立図書館条例第8条で、周南市立図書館協議会を設置すること、及び委員の任命の基準、定数、任期などを定めております。

協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方、ならびに学識経験者から、また、市民共同参画の観点から、一般公募の方を任命しており、現在12名の委員で構成されております。任期は2年で、現在の委員の任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日までとなっております。

会議は年2回開催しており、昨年、令和5年度は、8月31日と11月6日に開催いたしました。

た。

その中で、図書館事業の報告を行うとともに、11月6日の協議会においては、今年4月から開始いたしました市立図書館の開館時間等の変更について御承認いただくなど、館の運営に活かすべく貴重な御意見をうかがうことができました。

このたび、4月の人事異動により、周南市中学校研修会学校図書館部会部長が交代されましたことに伴い、任期途中ではございますが、図書館協議会委員を解嘱、委嘱いたしましたので報告します。

なお、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間となっております。

以上で報告を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。6ページに解嘱、委嘱のお名前がありますが、別紙で委員の全体的な名簿がお手元に配布してあるかと思いますので、こちらも参考にいただければと思います。

ではこの件について御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第10号を承認いたします。

5	周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について
---	--------------------------

教育長

ではここでお諮りいたします。

続く、日程第5、報告第11号「周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について」でございますが、教科用図書に係る適切な審議を確保するため、委員の氏名等を秘密とすることから、周南市教育委員会会議規則第7条第1項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会としたいと思います。

教育長

これより採決を行います。報告第11号の審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(※委員全員が挙手)

それでは、報告第11号の審議を、秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

【以下、非公開】

教育長

以上をもちまして、秘密会として審議すべき議案は終了いたしました。
本日の議事日程は以上でございますが、その他に何か御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、これをもちまして「令和6年第4回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

吉 本 妙 子 委員 _____

岡 寺 政 幸 委員 _____